

【スクール会員規約】

セントラルスイムクラブ湘南台

〔名称及び所在地〕

第1条 本クラブの名称・所在地は本文末尾に明記します。（以下「本クラブ」といいます）

〔運営〕

第2条 本クラブの運営・管理（メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社テキストが行います。

〔目的〕

第3条 本クラブは、運動に対する正しい理解と関心を深め、併せて健全な心身の育成、スポーツの振興を図ることを目的とします。

〔入会資格〕

- 第4条 ① 本クラブに入会できる方は、各コースに定められた資格に該当し、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。（以下「メンバー」といいます）
- ② 刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、メンバーの円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

〔入会手続〕

- 第5条 ① 本クラブに入会する方は所定の入会手続を行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。
- ② 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続をとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第15条に定める危険負担と本クラブの免責につき同意するものとします。

〔入会諸費用〕

第6条 メンバーは、本クラブの定める入会諸費用を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会諸費用は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会諸費用は返還しません。

〔メンバーの種類及び指導日時〕

第7条 本クラブのメンバー種類及び各要件は別に定める通りです。また、メンバーは別に定められた曜日・時間に指導を受けるものとします。

〔指導内容〕

第8条 本クラブは、各コースに応じた指導要項及び細目を設定します。指導要項及び細目に基づく個別的、具体的指導方法はインストラクターが決定します。

〔資格停止及び除名〕

第9条 本クラブは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- 一 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。
(除名の場合、除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- 二 本クラブの施設を故意に毀損したとき。
- 三 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
- 四 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 六 メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 八 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 九 その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

〔会費等の支払〕

第10条 メンバーは、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。

(月会費は、メンバーが本クラブのメンバー資格を有する限り、現実に本クラブを利用しない場合も支払義務が発生します)

〔休会及びコース変更〕

第11条 休会及びコース変更は、別途定める諸規定に従って手続きしなければならないものとします。

〔退会〕

第12条 メンバーは、各月の10日までに本クラブの定める方法で退会手続きを行うことにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、退会手続きが完了しない限り会費支払義務は発生するものとします。

〔休業〕

第13条 本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

〔スクールの廃止、利用制限等〕

第14条 1. 本クラブは、次の事由により本クラブのスクールを廃止または閉鎖または臨時休業することができます。

- ① 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
- ② 施設の改造または補修工事実施のとき。
- ③ 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- ④ 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- ⑤ その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

2. 本クラブは、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等を、あらかじめ館内掲示することにより開催することができます。なお、メンバーはこれらのスクールで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、メンバーに対する補償はいたしません。

3. 各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。その場合は、前項の一般向けスクールの開催の規定を準用します。

〔メンバーの利用及び事故〕

第15条 1. メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、メンバーが本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由が無い限り、責任を負いません。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
3. メンバーは、本クラブにおいて、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

〔変更事項〕

第16条 メンバーは、住所または連絡先等に変更があった場合は速やかに所定の方法で手続きをするものとします。

〔諸費用の改定〕

第17条 本クラブは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

〔細則〕

第18条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

改定

第19条 本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

〔附則〕

第20条 本規約は2023年5月1日より施行します。

〔名称及び所在地〕

名称：セントラルスイムクラブ湘南台

住所：神奈川県藤沢市湘南台2-7-13 ウエストプラザ3番地5F

